

# 特定口座取引規定

(下線部変更・追加)

改正前	改正後
<p>第1条 (規定の趣旨)</p> <p>1 一省略一</p> <p>2 申込者と当社の間における、各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令および本規定に定めがある場合を除き、当社の「<u>投資商品約款・規定集 (投資信託・公共債)</u>」等の定めるところにより取扱うものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>2019年5月20日現在</u> 以上</p>	<p>第1条 (規定の趣旨)</p> <p>1 一省略一</p> <p>2 申込者と当社の間における、各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令および本規定に定めがある場合を除き、当社の「<u>投資信託取引約款</u>」「<u>保護預り規定兼振替決済口座管理規定</u>」等の定めるところにより取扱うものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年6月2日現在</u> 以上</p>